建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業の登録の手引き

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

令和6年6月

目 次

1.	事業の登録制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2.	登録申請の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р3
3.	事業登録後の手続(変更、廃止)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
4.	各業種における登録要件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
5.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P24

1. 事業の登録制度について

【登録制度の概要】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下、「法」という。)第12条の2の 規定に基づきにより、表1に掲げる業務を行っている事業者について、一定の基準を満たし ている場合は、都道府県知事の登録を受けることができます。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質向上を目的としたものであり、これらの業務に何らかの制限をかけるものではないため、**事業登録を受けていなくても 業を行うことは可能ですが、登録事業者を名乗ることはできません。**

表 1. 登録業種及び業務の内容

	業種	業務の内容
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業 (建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う 事業は含まない)
2号	建築物空気環境測定 業	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸炭素の含 有率、二酸化炭素の含有率、温度等)の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダ クト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検 查業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省 令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質 検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽 清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う 事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等 防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生 じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合 管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

【登録を受ける営業所】

登録は、事業区分に応じて営業所ごとに、営業所の所在地を管轄する保健所にて行います。

なお、営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地 であれば足り、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではありません。

【登録の有効期間】

登録の有効期間は、登録の日から **6年**です。有効期間を超えて引き続き登録業者であることを表示しようとする場合は、再登録をする必要があります。

【登録業者の表示】

登録を受けた業者は、次のとおり表示することができます。

- 登録建築物清掃業
- · 登録建築物空気環境測定業
- ・登録建築物空気調和用ダクト清掃業
- · 登録建築物飲料水水質検査業
- · 登録建築物飲料水貯水槽清掃業
- · 登録建築物排水管清掃業
- ・登録建築物ねずみ昆虫等防除業
- · 登録建築物環境衛生総合管理業

ただし、登録を受けていない事業者は、**登録又はこれに類似する表示を行うことはできません。**

2. 登録申請の手続きについて

【手続きの流れ】

建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業(表 1 (P 2) の 8 業種)を営んでいる者は、 その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができます。

○登録申請の流れは以下のとおりです。



①事前相談

登録申請を行うにあたり、事前に管轄の保健所窓口にてご相談ください。 事前に保健所に連絡を行い、担当者と来庁時間を調整してください。

②登録申請

各業種について、必要な書類を揃えて、管轄の保健所へ提出してください。 事前に保健所に連絡を行い、担当者と来庁時間を調整してください。

○届出部数:1部

申請書の控えが必要である場合は2部。(1部に収受印を押印してお返しします。)

③施設検査

各業種の登録基準(物的基準、人的基準、維持管理基準)に適合しているかを確認するために、保健所職員による立入検査を実施します。

④登録証明書の交付

立入検査の結果等を踏まえて審査を行い、基準に適合していれば登録証明書が交付されます。

【各保健所窓口一覧】

保健所名	連絡先・住所・受付時間	管轄市町村
北部保健所	0980-52-2636	名護市、国頭村、大宜味村、東村、
生活環境班	名護市大中 2 – 13 – 1	今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、
	8時半~12時、13時~16時	伊是名村
中部保健所	098-938-9787	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、
生活衛生班	沖縄市美原 1 – 6 – 28	宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、
	8時半~12時、13時~16時	北谷町、北中城村、中城村
南部保健所	098-889-6799	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、
生活衛生班	南風原町字宮平 212	西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、
	8 時半~12 時、13 時~16 時	渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、
		南大東村、北大東村、久米島町
宮古保健所	0980-72-3501	宮古島市、多良間村
生活環境班	宮古島市平良字東仲宗根 476	
	8時半~12時、13時~16時	
八重山保健所	0980-82-3243	石垣市、竹富町、与那国町
生活環境班	石垣市字真栄里 438	
	9 時~11 時半、13 時~16 時半	

[※]那覇市については、那覇市保健所(098-853-7963)にご相談ください。

【申請手数料】

申請にあたっては、「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき、次の申請手数料が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、申請書に添付してください。

なお、申請手数料は、申請書を受理した後は、申請を取り下げることになった場合でも返還できません。

登録申請の種類	申請手数料(円)
・建築物清掃業	
・建築物空気環境測定業	
・建築物空気調和用ダクト清掃業	
・建築物飲料水水質検査業	35,000 円
・建築物飲料水貯水槽清掃業	
・建築物排水管清掃業	
・建築物ねずみ昆虫等防除業	
・建築物環境衛生総合管理業	45,000円

【申請時に必要な書類】(全登録業において共通)

必要書類一覧	チェック
(1) 登録申請書(様式 4)	
※各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県薬務生活衛生課ホームページか	
らダウンロードできます。	
(2) 機械器具類の概要を記載した書面(別紙1)	
※機械器具類の写真及びカタログを添付すること。	
(3) 監督者の氏名等を記載した書面 (別紙 2)	
※監督者の資格を証する書面(○○講習会修了証など)	
※講習会受講の前提条件となる資格の免状の写しも添付すること。	
(4) 従事者研修の実施状況を記載した書面(別紙 3)	
※初回登録は過去1年間実績及び今後1年間の計画	
※更新の場合は過去 6 年間の実績及び今後 1 年間の計画	
(5) 作業の方法等を記載した書面(別紙 4、別紙 4-2)	
※厚生労働省告示 117 号に示す項目にすべて合致している必要がありま	
す。	
(6) 営業所の付近見取図(別紙 5)	
(7)	
(7) 検査室(4号)、保管庫(5・6・7号)の概要を記した図面(別紙 5-2)	
※検査室:建築物飲料水水質検査業	
※保管庫:建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ	
昆虫等防除業	
(8) 法人の場合は履歴事項全部証明書	
※発行 3 ヶ月以内のもの	

※留意事項

- 1. 監督者は特定建築物における建築物環境衛生管理技術者との兼任はできません。
- 2. 監督者は他の登録営業所の監督者と兼任はできません。
- 3. 監督者は**他の登録業種の監督者と兼任はできません。**
- 4. 機械器具は営業所に常備していること。また、原則として借り入れは認められません。
- 5. 機械器具は他の登録業種や他の営業所での共用はできません。
- 6. すべての作業従事者 (パート、アルバイトを含む) は 1 年に 1 回以上の研修が必要です。

様式4

登録申請書

令和〇年〇月〇日

○○ 保健所長 殿

住所又は所在地 沖縄県○市○丁目○番○号氏名又は名称 株式会社○○ 代表者者の住所・氏名 沖縄県△市△丁目△番△号 沖縄 太郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登	録	区	分	建築物清掃業
営	業所(の所を	E 地	沖縄県○市○丁目○番○号
営	業 所	の名	称	株式会社○○ □□営業所
営責	業 任 者	所 の 氏	の 名	琉球 次郎
申	請	区	分	新規 更新 (登録番号 沖縄県〇保〇〇清第〇号)

添付書類:

- (1) 別紙1~4の様式による書類
- (2) 有資格者であることを証する書類(写し)
- (3) 登録営業所の付近見取図(別紙5)
- (4) 必要に応じて検査室・保管庫の概要図面(写真貼付)(別紙5-2)
- (5) 機械器具類のカタログ又はその写し

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙1 機械器具の概要を記載した書面の様式

設備・機器名簿

令和○年○月○日現在

	名称	型 式	数量	性 能	所有・借入の別	購入年月
1	真空掃除機	① ○○型	① 5台	①吸い込み仕事率 ○W 集塵容量 ○m/min 消費電力 ○W		① 平成○年○月
2	床みがき機	② ○○型	② 3台	②回転数 ○min-1 ブラシ面直径 ○cm 消費電力 ○W		② 平成〇年〇月
3	掃除用具一式 ほうき、塵取り、モップ、バケツ、 ウエス、スクイジー等		③ 若干数		全て所有	③ 平成〇年〇月
4	送風機	④ ○○型	④ 3台	④風量 ○㎡/min 消費電力 ○W		④ 平成○年○月

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格別A列4番とする。

別紙2 監督者等の氏名を記載した書面の様式

監督者等名簿

令和○年○月○日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	
清掃作業監督者	琉球 次郎	清掃作業の管理		清掃作業監督者 再講習会終了	令和○年○月○日
		清掃作業従事者の研修及び指導		(清再第〇〇〇号)	
				ビルクリーニング技能 検定合格 (ビルク第〇〇〇号)	令和○年○月○日

- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格別A列4番とする。
- (注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合は、ダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、貯水槽清掃業の場合は飲料水貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。
- (注2) 監督者等が複数いる場合は、それぞれの業務分担を記入する。
- (注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記載する。

別紙3 従事研修の実施状況を記載した書面の様式

研修実施状況(計画)(令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日)

研修の期日	研修の内容		指導員の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
【登録機関にて受けている場合】 合和○年○月○日	厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施 者研修	する作業従事		10名	10名
【社内研修を行う場合】					
冷和○年○月○日~○日	①機械器具・資材の使用方法(床材別)	90分	琉球 次郎	10名	10名
	②機械器具・資材の使用方法(場所別)	90分	·清掃作業監督者 ·清掃作業従事者 研修指導者		
	③安全及び衛生	60分	・ビルクリーニング		
	④建築物の環境衛生行政	60分	技能士		
	⑤作業従事者の責任と任務	60分			
	⑥環境問題	60分			
	⑦最新技術の動向	60分			
従事者研修を社内で行	 テラ場合は、「「建築物における衛生的環境の	確保に関する	 	 正について」(平成25年1	月

※用紙の大きさは、日本工業規格別A列4番とする。

※新規登録申請の場合には、過去1年間に行った実績、及び今後1年間の計画を記載すること ※2回目以降の登録(更新)の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画を記載すること

別紙4 作業の実施方法等を記載した書面の様式

作業実施方法等

令和○年○月○日現在

作	作業现	E	監督:	者等	使 用 す る 機 械 器 具					
業	現場作業者	2名	琉球	Yz AR	清掃器!	背掃器具:○○掃除機、○○ポリッシャー、○○送風機				
>4<	作業従事者 10名 清掃用具:ほうき、塵取り、モップ、バケツ、スクイジー・・・									
班										
		対	象場所			床材質	作業内容	作業回数		
		事務	室	日常清	掃	弾性床材	床面掃き掃除	1回/日		
		l					吸い殻・紙くず処理	1回/日		
							机・テーブル雑巾がけ	1回/日		
							ガラス窓拭き取り	1回/日		
						•••	•••	•••		
作		l		定期清	掃	弾性床材	床面ワックスがけ	1回/週		
業						•••	•••	•••		
手 その他、別紙作業手順書のとおり 順										
	※作業手順は登録業種に応じ、具体的に記述すること。 ※作業方法や器具類等の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日号外厚生労働省告示第117号)」に示す項目に合致していること。									

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格別A列4番とする。

※「作業手順」には下記の内容を記載してください。

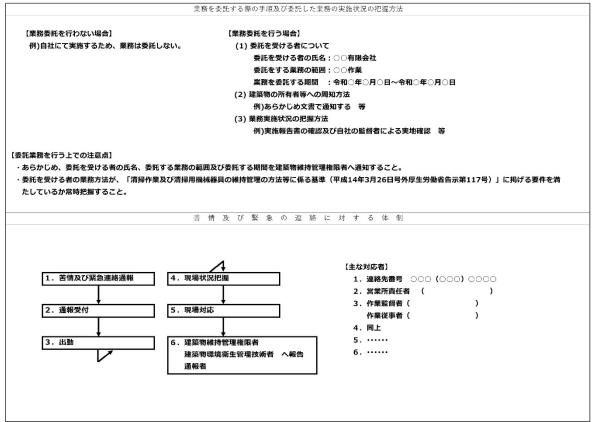
登録業種	作業手順の内容
建築物清掃業	(1) 作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に
	関する事項を含む)
	(2) 機械器具等の点検の方法
	(3) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じ
	る排水の処理方法
	(4) 作業報告作成の手順
建築物空気環境測定業	(1) 空気環境の測定方法
	(2) 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保存方法
	(3) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保
	存責任者の氏名
建築物空気調和用ダクト清掃業	(1) 作業工程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む)

	(2) 機械器具等の点検の方法
	(3) ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
	(4) 作業報告作成の手順
建築物飲料水水質検査業	(1) 水質検査の方法 (試料の採水及び保存に関する事項を含む)
	(2) 試薬及び標準物質の保管方法
	(3) 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
	(4) 機械器具の点検等の方法並びこれらの記録の保管方法
	(5) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保
	存責任者の氏名
建築物飲料水貯水槽清掃業	(1) 作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法
	に関する事項を含む)
	(2) 使用する塩素剤の名称及び消毒の方法
	(3) 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
	(4) 機械器具等の点検の方法
	(5) 保管庫の管理責任者の氏名
	(6) 従事者の検便等の時期及び検査機関
	(7) 作業報告作成の手順
建築物排水管清掃業	(1) 作業工程(排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む)
	(2) 機械器具等の点検の方法
	(3) 保管庫の管理責任者の氏名
	(4) 作業報告作成の手順
建築物ねずみ昆虫等防除業	(1) 作業工程(事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む)
	(2) 使用する薬剤の種類
	(3) 薬剤の保管方法
	(4) 機械器具等の点検の方法
	(5) 保管庫の管理責任者の氏名
	(6) 作業報告作成の手順
建築物環境衛生総合管理業	(1) 建築物清掃業及び建築物空気環境測定業に関する事項
	(2) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質
	検査の方法
	(3)(2)に関する作業報告作成の手順

別紙4-2 作業の実施方法等を記載した書面の様式

作業実施方法等

令和○年○月○日現在



(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格別A列4番とする。

別紙5

営業所の付近見取図

営業	名称	株式会社○○ □□営業所	
業所	所在地	沖縄県○市○丁目○番○号	
বি	· ·近近見取り図		
		営業所付近の状況が分かるように記載してください。	

3. 事業登録後の手続(変更、廃止)について

【変更届出】

登録を受けた者は、次の事項に変更があったときは、変更届出書(様式 5)を作成の上、 必要な添付書類を添えて**その日から 30 日以内**にその旨を営業所の所在地を管轄する保健所 に提出してください。

変更事項	添付書類	
(1)住所、氏名、法人の	【届出者が個人の場合】	
場合は所在地、名称、	変更の内容が確認できる法的書類(住民票抄本など)	
代表者名	※住民票を提出する際は、個人番号(マイナンバー)の記載がな	
	いものを添付してください。	
	【届出者が法人の場合】	
	履歴事項全部証明書	
営業所所在地	別紙 5	
営業所の責任者名		
主要な機械器具	別紙 1、カタログ又はその写し	
監督者等	別紙 2、変更後の者が資格を有する者であることを証する書	
	類(講習会修了証 等)	
	※婚姻等により氏名の変更があった場合は、住民票の写し	
作業の実施方法	別紙 4、別紙 4-2	
保管庫、水質検査室	別紙 5-2	

【廃止の届出】

登録を受けた業務を廃止した場合は、**その日から 30 日以内**に事業廃止届出書(様式 6)を作成の上、登録証明書を添えて営業所を管轄する保健所へ提出してください。

4.各業種における登録要件ついて

事業の登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件及びその他の要件をすべて満たす必要があります。

【建築物清掃業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有していること

- ①真空掃除機
- ②床みがき機
- ※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所 の登録をうけることはできません。

(2)人的要件

(ア)「清掃作業監督者」がいること

ビルクリーニング技能検定(等級が1級のものに限る。)又はビルクリーニング技能審査に合格した者、もしくは建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であって、厚生労働大臣の登録を受けた清掃作業監督者のための講習会(再講習会)を修了し、修了した日から6年を経過しない者。

(イ) 業務従事者が研修を修了していること

研修は事業者自らが行うか、厚生労働大臣の登録を受けた機関が定期的に実施する研修をうけること。事業者自らが行う場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について(平成25年1月21日健衛発0121第1号)を参考とし、厚生労働大臣の登録を受けた機関が定期的に実施する研修に相当するものであること(研修は業務に関し十分な知識・技能を有する者が行うこと。)。また、業務従事者全員が1年に1回以上研修を受けること。

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第一に示す項目にすべて合致すること。

【建築物空気環境測定業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有していること

機械器具類				
①浮遊粉じん量測定器	グラスファイバーろ紙(0.3 µmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径が概ね10 µm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する器械、又は厚生労働大臣の登録を受けた者による当該機器を標準として1年以内ごとに1回較正された機器			
②一酸化炭素測定器 ③二酸化炭素測定器	検知管方式 検知管方式	それぞれ 1 つ以上 所有していること		
④温度計 ⑤乾湿球温度計	0	.5 度目盛	または、これと同程度以上 の性能を有する機器	
⑥風速計	0.2m/s 以上の気流を測定することができる測定器			
⑦測定に必要な器具	測定器固定用台等			

- ※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所 の登録をうけることはできません。
- (2) 人的要件:「空気環境測定実施者」がいること。(下記のいずれかに該当する者)
 - ・厚生労働大臣の登録を受けた空気環境測定実施者のための講習もしくは再講習を 修了し、修了した日から6年を経過しない者。
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合は、厚生労働大臣の登録を受けた再講習会を修了し、修了した日から6年を経過しないこと。

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の 方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」の第二に示 す項目にすべて合致すること。

【建築物空気調和用ダクト清掃業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有していること。

- ①電気ドリル及びシャー又は二ブラ
- ②内視鏡(写真を撮影することができるものに限る)
- ③電子天びん又は化学天びん(1mg以上の分解能を有するものに限る)
- ④コンプレッサー
- ⑤集じん機
- 6真空掃除機
- ※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所 の登録をうけることはできません。

(2)人的要件

- (ア)「空気調和用ダクト清掃作業監督者」がいること。(下記のいずれかに該当する者)
 - ・厚生労働大臣の登録を受けた空気調和用ダクト清掃作業監督者のための講習又 は再講習会を修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、 引き続きその者を空気調和用ダクト清掃作業監督者として再登録を受けようと する場合は、厚生労働大臣の登録を受けた再講習会を修了し、修了した日から 6年を経過しないこと。
- (イ) 業務従事者が研修を修了していること 「建築物清掃業」の項目 (P16) を参照

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第三に示す項目にすべて合致すること。

【建築物飲料水水質検査業】

(1)物的要件

次の機械器具類等を有していること

機械機具類 検査室 (1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 水質検査を適確に行うことのできる検査室 (2) フレームレスー原子吸光光度 (1) 実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚 計、誘導結合プラズマ発光分光分 等の配置が水質検査実施者の作業にふさわし 析装置又は誘導結合プラズマー重 い配置となっていること 量分析装置 (2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があ (3) イオンクロマトグラフ り、使用しやすい配置となっていること (4) 乾燥器 (3) ドラフトチャンバーが設置されていること (5) 全有機炭素定量装置 (4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが (6) pH 計 設けられていること (7) 分光光度計または光電光度計 (5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行 (8) ガスクロマトグラフー質量分析 う場所は区画されていることが望ましいこと 計 (6) 天びん台など必要な部分に防震装置が施され (9) 電子天びんまたは化学天びん ていること

- ※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所 の登録をうけることはできません。
- (2) 人的要件:「水質検査実施者」がいること(下記のいずれかに該当する者)
 - ・大学又は旧専門学校において理科系の学科を修めて卒業した後、1年以上の実務経 験※1を有する者
 - ・衛生検査技師又は臨床検査技師であって、実務経験1年以上の者
 - ・短期大学又は高等専門学校において生物又は子業化学の学科を修めて卒業した後、 実務経験2年以上の者
 - ・上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者※2
 - ※1 水質検査またはその他の理化学的もしくは細菌学的検査の実務に従事した経験に限る
 - ※2 大学もしくは短期大学と同程度とされる学校で所要の過程を修めて卒業した後、所要の 実務経験を有する者又は技術士(上下水道部門もしくは衛生工学部門に限る)
- (3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第四に示す項目にすべて合致すること。

【建築物飲料水貯水槽清掃業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有すること

機械器具	保管庫		
(1) 揚水ポンプ	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫		
(2) 高圧洗浄機	(1) 機械器具に雨水等がかかるおそれにない構造である		
(3) 残水処理機	こと		
(4) 換気ファン	(2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単		
(5) 防水型照明器具	にでき、水が溜まらない構造であること		
(6) 色度計、濁度計及び残留	(3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。		
塩素測定器	(4) 独立して設けられており、他のものを誤用するおそ		
※これらの機械器具は飲料水	れがないようになっていること		
貯水槽清掃専用のもでな	(5) 保管庫は施錠できること		
ければなりません。			

※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所の 登録をうけることはできません。

(2)人的要件

- (ア) 「貯水槽清掃作業監督者」がいること。(下記のいずれかに該当する者)
 - ・厚生労働大臣の登録を受けた貯水槽清掃作業監督者のための講習又は再講習会を 修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合は、厚生労働大臣の登録を受けた再講習会を修了し、修了した日から6年を経過しないこと。
- (イ) 業務従事者が研修を修了していること 「建築物清掃業」の項目 (P16) を参照

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第五に示す項目にすべて合致すること。

【建築物排水管清掃業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有すること

機械器具	保管庫		
(1) 内視鏡(写真を撮影すること	機械器具を適切に保管することのできる専用の保		
ができるもの、ケーブルの長さ	管庫		
が 15m 程度以上のもの)	(1) 機械器具に雨水等がかかるおそれにない構造		
(2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び	であること		
洗浄ノズル	(2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜き		
(3) ワイヤ式管清掃機	が簡単にでき、水が溜まらない構造であること		
(4) 空圧式管清掃機	(3) 機械器具を保管するのに適切な規模であるこ		
(5) 排水ポンプ	と。		
※これらの機械器具排水管清掃専	(4) 独立して設けられており、他のものを誤用す		
用のものでなければなりません	るおそれがないようになっていること		
	(5) 保管庫は施錠できること		

※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所の 登録をうけることはできません。

(2)人的要件

- (ア) 「排水管清掃作業監督者」がいること。(下記のいずれかに該当する者)
 - ・厚生労働大臣の登録を受けた排水管清掃作業監督者のための講習又は再講習会を 修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合は、厚生労働大臣の登録を受けた再講習会を修了し、修了した日から6年を経過しないこと。
- (イ) 業務従事者が研修を修了していること 「建築物清掃業」の項目 (P16) を参照

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の 方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第六に示す 項目にすべて合致すること。

【建築物ねずみ昆虫等防除業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有すること。

機械器具	保管庫		
(1) 照明器具	機械器具や薬剤などを適切に保管することができる専		
(2) 調査用トラップ	用の保管庫		
(3) 実体顕微鏡	(1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が		
(4) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器	飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏		
(5) 噴霧器	れる恐れのないものであること。		
(6) 散粉機	(2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講		
(7) 真空掃除機	じられていること。		
(8) 防毒マスク又は防毒機能を	(3) 引火事故の起こりにくい構造となっていること		
有する電動ファン付き呼吸	(4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であ		
用保護具	ること。		
(9)消火器	(5) 独立して設けられていること		
	(6) 保管庫は施錠できること		
	※薬剤については、機械器具とは別に薬剤専用の保管		
	庫で保管できることが望ましい		

※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所の 登録をうけることはできません。

(2)人的要件

- (ア) 「防除作業監督者」がいること。(下記に該当する者)
 - ・厚生労働省の登録を受けた防除作業監督者のための講習会もしくは再講習会を修 了し、修了した日から6年を経過しない者
- (イ) 業務従事者が研修を修了していること 「建築物清掃業」の項目 (P16) を参照

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第七に示す項目にすべて合致すること。

【建築物環境衛生総合管理業】

(1)物的要件

次の機械器具類を有すること

機械器具類					
清 (1) 真空掃除機					
掃	(2) 床みがき機				
	①浮遊粉じん量測定器	グラスファイバーろ紙(O.3 µmのステアリン酸粒子を			
		99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装			
		着して相対沈降径が概ね 10 μ m以下の浮遊粉じんを重			
70		量法により測定する器械、又は厚生労働大臣の登録を			
空		受けた者による当該機器を標準として1年以内ごとに			
気		1回較正された機器			
環	②一酸化炭素測定器	検知管方式	それぞれ 1 つ以上		
境	③二酸化炭素測定器	検知管方式	所有していること	++.4 - > 4 - 1 - 1	
測定	④温度計	0.5 度目盛 0.2m/s 以上の気流を測定するこ とができる測定器		または、これと同程度以上の性能	
上	⑤乾湿球温度計			性度以上の性能 を有する機器	
	⑥風速計			で付9の機器	
	⑦測定に必要な器具		Ê		
水質検査	残留塩素測定器	DPD 法と同等以上の方法			

※これらは営業所ごとに常備されていること。原則として借り入れは認められません。 同一の機械器具類で、2以上の事業の登録を受けること、または、2か所以上の営業所の 登録をうけることはできません。

(2) 人的要件

- (ア) 下記(a)~(d)の監督者がいること
 - (a) 「統括管理者」がいること
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であって、厚生労働大臣の登録を受けた統括管理者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を 経過しない者
 - (b) 「清掃作業監督者」がいること 建築物清掃業と同様(13Pを参照)

(c)空調給排水管理監督者

ビル設備管理技能検定に合格した者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する ものであって、厚生労働大臣の登録を受けた空調給排水管理監督者のための講習も しくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者

(d) 空気環境測定実施者

建築物空気環境測定業と同様(14Pを参照)

(イ)下記(a)及び(b)の業務従事者が研修を修了していること

(a)清掃作業従事者

建築物清掃業と同様。(13Pを参照)

(b) 空調給排水管理従事者及び水質検査従事者

事業者が実施主体となって定期的に実施しているもの。研修内容としては、空調給排水設備の運転方法、空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法、水の異常の判断方法、残留塩素の測定方法に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものであること。研修の指導は、空調給排水管理監督者や建築物環境衛生管理技術者等の研修科目について十分な知見、技能を有する者が行うこと。また、業務従事者全員が1年に1回以上研修を受けること。

(3) その他要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具類の維持管理方法は「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日号外厚生労働省告示第 117 号)」第八に示す項目にすべて合致すること。

5. その他

建築物衛生法の法令や通知等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。また、届出様式等は沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。

【厚生労働省ホームページ】

建築物衛生のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html



【沖縄県薬務生活衛生課ホームページ】

特定建築物の衛生に関すること

https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1006591/1006594/1006598/10 06620.html

